



国 士 建 推 第 9 号  
令和元年 7 月 8 日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



### 消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について

平成 24 年 8 月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 68 号) 等において、消費税率(地方消費税率を含む。以下同じ。)が令和元年 10 月 1 日に 8% から 10% に引き上げられることが規定されている。

消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税だが、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成 25 年法律第 41 号)(以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)が制定されている(平成 25 年 10 月 1 日施行)。

消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置等を規定するとともに、公正取引委員会は、消費税率引上げに際し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)及び「下請代金支払遅延等防止法」(昭和 31 年法律第 120 号)上、どのような行為が問題となるかについて、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」(平成 25 年 9 月 10 日。以下「消費税転嫁拒否等ガイドライン」という。)において具体的に示している。

一方、国土交通省では、建設業の取引について元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)上、どのような行為が違反行為等になるかについて、「建設業法令遵守ガイドライン」(平成 24 年 7 月)において具体的に示している(「消費税転嫁拒否等ガイドライン」及び「建設業法令遵守ガイドライン」を踏まえた留意事項について別添 1 を参照されたい)。

貴会におかれでは、「消費税転嫁拒否等ガイドライン」及び「建設業法令遵守ガイドライン」の趣旨及び内容を了知の上、傘下の建設業者等に対し、消費税転嫁に当たって「消費税転嫁対策特別措置法」及び「建設業法」を遵守するよう周知徹底をお願いする。

併せて、消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談については、政府共通の窓口の「消費税価格転嫁等総合相談センター」、国土交通省が各地方整備局等に建設業法令違反通報窓口として設置する「駆け込みホットライン」及び地方公共団体が設置する相談窓口を活用するよう周知をお願いする(別添 2 参照)。

なお、別添 3 から 5 のとおり、経済産業省、公正取引委員会、消費者庁及び国土交通省土地・建設産業局不動産業課長から関係団体に対し、別途通知されているので参考まで通知する。